

令和元年度第1回大阪府河川構造物等審議会 傍聴者意見

開催日時	令和元年10月31日 木曜日 午後3時00分から午後5時00分まで
場所	大阪府西大阪治水事務所 1階 AB会議室

(大阪市 中村氏)

**発言内容**

住之江区の中村です。まず、第一印象というか、失礼な意見かも知れませんが、この諮問事項の文書ですね。「改築する三大水門について設計条件として配慮すべき事項」、もう明らかに改築するという大前提で議論が進みます。後で述べますけども、この水門を高潮だけで使うのだったら、それでもいいかも知れませんが、津波で使うのであれば非常に非常識な諮問ではないかなと。少なくとも、高潮及び津波、洪水対策を含めた三大水門のあり方。あるいは設計条件の配慮すべき事項、そういうように是非していただきたいと思います。

具体的に言いますと、資料2の7ページのところに、これは津波に対するこれまでの経過。ちょっと失礼ですけども、先生方で御存知ない方もおられるかと思しますので言います。まず、最初に平成23年3月に東日本大震災が発生、と。その下の大阪府は津波時に三大水門を閉鎖すると決定。これは平成23年の5月か6月ごろに府議会で、ある議員から既存施設を使って、津波対策をしたらどうだという意見に対して府の方からそうしますよと。いろいろな問題があるけども、そうします。そういう単純なQAでもってこれが決まっているだけです。水理的に、これが合理的で最も経済的だということから出たものではございません。

それからその次の「大阪府河川構造物等審議会」これは前任の会長のときに平成24年3月に中間答申として、上流側が守れば、下流側は反射で被害を受けても仕方ないよ、それが社会的公益的見地だと、社会的にですね。公益的にだと。こういう暴論でやっている。このときに水門閉鎖しか議論されていません。その下に書いてある平成29年9月4日と、最終答申が出て、ここの文章でもさまざまな対策等を選定、比較検討した結果、新設するのが最適だと。このさまざまなというのは水門を閉めるという前提でやっておられます。水門を閉めないときどうだ、という議論はどこにもありません。非常に今、先ほどありましたように非常に水門をつける金が多くなってどうするんだ、とあるけども、本当はその場所をなだらかにするとか、あるいは防潮堤、堤防なり防潮堤を必要な10センチ、20センチかさ上げして、越流が起きないようにするとか、そういう検討は何もないです。

さらに少し先ほどありますけども、防潮堤なしで、水門なしで何かないかというときに、その大阪の前面には港がありますので、ここは静穏を確保するために防波堤をつくらなきゃと、今の大阪市はつくるか、つくらないとかぐじぐじ言ってますけども、本当はその今みたいなラップロのある状態でやったらシミュレーションの結果、安全ですよと言うけども、そんなことは水理的にあり得ないわけで。必ず防波堤が私出てくると思う。そのときにですね、この津波対策に適切な方策を本当に検討してやれば水門を津波対策で使わなくてもいいじゃないかと。

その次の関連で、この資料の4の3ページにこの外力について書いておられますけれども、そのL2津波に対しては、損傷はするけども流出しないようにしたいと。このときに、

この表現かどうかよくわかりませんが、水門が開かなくなったら次どうするかというのが今までの河川構造物等審議会での議論です。そしたらですね、そのときに洪水が起きたらどうするんだと、当然水門が開きませんから、大阪市だけに浸水が起きるわけです。それを寝屋川の総合治水計画のときには、そのときにその水門は撤去しますよと。壊れているやつを全部ぶっ飛ばしますよと。そうすると今度高潮対策なんか全然できなくなるわけです。そんな非常に大きなリスクがあります。

それから今いろいろ議論がありますが、外力に対しても津波の外力が単なる津波の波力だけでなく、漂流物が今例えば、船が一隻ぶつかったときはこうですよ。例えばそれが数隻ぶつかったらどうなってくるんだとか。あるいは、もっとひどいのはここには書かれていませんけど、今大阪府の防災計画では熊本地震を参考にして、大型地震が二度続けて起きたときのリスクは何ぼでいいんかと、避難確保はどうしたらできるかと、そういうのを防災計画だと言う。だったらこの水門について、連続で津波が来たときにどうするんだと、そういう議論は何もありません。もし、ここに先ほどの潮位の図がありましたけれども、一定津波が来た後、一番悪い時期に次の津波が来たら、この水門だとか周りの防潮堤は全部飛び越えますから、まさに大水害が起きるわけです。そういう危険性があるということも十分、私は認識すれば先ほど冒頭に申しましたように単なる、あることが大前提の議論は無効になるかと。

それからもう1点、資料の3の8ページ、これは国の資料だと書かれているのであれですけど、ここの河川整備メニューの見直しというのは下から三つ目の囲いの中の右肩の囲いに満水や高潮と洪水の同時出水と言うんですかね。何かよくわかりませんが、起きたときにも法的な考え方。今回の検討の中に、洪水がどう起きてくるのか何も議論がなされてないと私は思います。本当は水門を議論するときにも本当にこの水門でこれから南トラが起きて、台風19号なんかにも大きな台風かどうかは知りませんがね。前回の先ほどあった高潮部会の際に大阪の事務局の方は風台風と雨台風があるので、その同時に水門を閉めたときに大雨がふることはありませんと。それは極論でですね、雨台風のときに潮位が1メートル上っても水門は閉めなきゃダメなんです。そのときに洪水はどうなってくるんだと。そういう分析といいますか検討も私十分やっておかないと、この水門のあり方とか非常に不十分な検討のまま進むんだ。先ほど水門をつくるのはどうかというお話があったのは、先ほど津波のときに大きな防波堤と言いましたが、吹き寄せ台風の潮位が上がるのはここにも書いてない。吹き寄せが起きるわけです。吹き寄せは当然後方といいますか、河口といいますか、いろんな方向から来るから防波堤で守れないよと言う方がいます。それも災害を守ろうとするからいろいろ議論があって、防波堤も二重の例えば、西側と南側がぐいちになってそこを船が通れるような防波堤法線を考えれば、気圧から来る風に対しては何も必要ないわけですから、そういう知恵を出せば、こういう水門のリスクがある治水対策といいますか、まちの安全づくりをしなくてももっと私は安全なまちづくりができると思いますので、ぜひそういう点を配慮して、御検討いただけたらありがたいと思います。